

千葉県医療的ケア児等支援地域協議会設置要領

（目的）

第一条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項に基づき、医療的ケア児等の支援体制整備に関する関係機関との連絡調整及び施策推進に関する協議を行うため、「千葉県医療的ケア児等支援地域協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の位置付け）

第二条 協議会は、医療的ケア児等支援に関する関係機関の協議の場とし、療育支援専門部会の下部組織として位置付ける。

（委員等）

第三条 協議会の委員は、保健、医療、福祉、保育、教育、その他の機関の関係者の中から県障害福祉事業課長が依頼した者をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会は委員の他に、オブザーバーを置くことができるものとする。
- 5 協議会は、必要に応じ、関係者の意見を聞くことができるものとする。

（協議会の開催）

第四条 協議会は事務局が招集する。

- 2 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置き、協議会の運営は、会長が座長となつて行う。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員任期と同期間とする。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

（協議内容）

第五条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- 一 県内における医療的ケア児等の現状と課題
- 二 学齢期から成人期への円滑な支援の引継のための体制及び施策
- 三 施策に対する助言等
- 四 その他、施策の推進に必要な事項

（経費負担）

第六条 委員の報酬はこれを支弁しない。

- 2 委員及びオブザーバーが協議会に参加するために要する旅費は、県障害福祉事業課がこれを支弁する。

（事務局）

第七条 協議会の事務局は県障害福祉事業課に置く。

（その他）

第八条 協議会は地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

附則

- 1 この要領は、平成30年11月20日から施行する。
- 2 この要領は、令和元年7月1日から施行する。